

◎新潟県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市米倉字土浄興野 1250 番 1 から	新	8.5～13.8メートル	176.3メートル
同市米倉字五斗蒔1217番1まで	旧	8.5～10.2メートル	175.7メートル